

DC法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について

2022年1月21日、「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令」（令和4年厚生労働省令第13号）が公布され、これに伴い、関連通知の発出・改正が行われました。これは、DC拠出限度額の見直し（※）が2024年12月1日より施行されること等に伴い、DC法施行規則等について所要の整備を行うものです。

※DCの拠出限度額について、DBごとの掛金相当額を反映するもの。

＜今回発出・改正された通知＞

- ・①「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について（通知）（年発0121第1号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000885324.pdf>
- ・②「確定拠出年金制度について」の一部改正について（年発0121第2号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000885481.pdf>
- ・③「確定給付企業年金制度について」等の一部改正について（年発0121第3号）
- ・④確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて（通知）（年企発0927第3号、【一部改正】年企発0121第1号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000885588.pdf>
- ・⑤「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について（年企発0121第2号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000885329.pdf>
- ・⑥「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について（年企発0121第3号）
- ・⑦「厚生年金基金の設立、合併及び分割等の認可申請等の手続について」の一部改正について（年企発0121第4号）
- ・⑧「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（通知）」の一部改正について（年企発0121第5号）

本「年金NEWS」では、改正省令等の主な概要についてご案内いたします。

* 本資料では、「確定拠出年金」を「DC」、「確定給付企業年金」を「DB」と表記します。

【内容】

1. 改正省令等の主な概要について
2. その他情報の提供

＜別紙＞参考資料※

※当別紙は、厚生労働省が作成し通知（年企発0927第3号、【一部改正】年企発0121第1号）に「参考資料」として添付されているものです。

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

1. 改正省令等の主な概要について

1-1. DC法施行規則の一部改正の概要

○今回の改正で明らかになった事項のうち、主なものは以下のとおりです。

【企業型DC実施事業主から企業型記録関連運営管理機関（企業型RK）への加入者情報の通知義務】

- 企業型DC実施事業主は、企業型年金規約の承認を受けた場合は、企業型年金加入者の氏名、性別、住所、生年月日、基礎年金番号、実施事業所に使用された年月日及び企業型年金加入者の資格を取得した年月日の他、他制度掛金相当額等を企業型RKに速やかに通知する。
- 企業型DC実施事業主は、企業型年金加入者に係る他制度掛金相当額が変更された場合は、その旨及び変更後の他制度掛金相当額を企業型RKに速やかに通知する。

【企業型RKが、企業型年金加入者等が閲覧できる状態に置かなければならない事項】

- 企業型RKは、企業型DCの加入者向けのウェブサイトで、
 - ・事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出の状況
 - ・DB等の他制度の加入者にとっては、他制度掛金相当額
 - ・企業型DCの事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合、すなわち、当該企業型DCの加入者がiDeCoに加入できない場合は、その旨
 - ・拠出することができると見込まれるiDeCo掛金の額

等を表示すること。企業型DCに加入する者がiDeCoの加入や変更等の申出をする際には、このウェブサイトで加入の要件等を確認するよう促すこと。

【企業型DC実施事業主およびDB実施事業主から、国民年金基金連合会への情報提供】

- 企業型DC実施事業主が、毎月末日現在における企業型年金加入者に関する情報を当該月の翌月末日から起算して2営業日以内に企業年金連合会を経由して国民年金基金連合会に通知しなければならない事項に、DB等の他制度掛金相当額を追加する。
- DB実施事業主等は、毎月末日現在における次に掲げるDB加入者に関する情報を、当該月の翌月末日までに、企業年金連合会を経由して国民年金基金連合会に通知しなければならない。
 - ・基礎年金番号、性別及び生年月日
 - ・DBを実施する厚生年金適用事業所又は当該厚生年金適用事業所の事業主の名称
 - ・他制度掛金相当額
 - ・当該DB加入者に係るiDeCo加入者掛金の額が拠出限度額の範囲内であることを確認するために必要な情報

【iDeCo加入者から国民年金基金連合会への他制度加入有無の申出】

- iDeCoの加入を国民年金基金連合会に申し出る際に、他制度の加入状況を申し出るものとする。当該申出の際は事業主証明書の添付が不要になること。事業主証明書は廃止するが、事業主は、従業員から企業年金の加入状況の照会があった際には適切に対応すること。また、従業員の企業年金の加入状況に変更があった場合は、当該従業員に周知すること。
- iDeCoの加入後に他制度の加入状況に変更があった時は、当該変更について国民年金基金連合会に届出が必要であること。当該変更の届出の際の事業主証明書の添付も不要とすること。

1-2. DB法施行規則の一部改正の概要

○今回の改正で明らかになった事項のうち、主なものは以下のとおりです。

【DB規約変更における軽微な変更の一部見直し】

○DB則第7条第1項第4号に規定するその他の給付の設計の軽微な変更から、規約の変更が効力を有することとなる日（規約変更日）前の期間に係る給付の額の増額となる規約の変更を除く。（当該増額に係る実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合に限る。）

【施行日（2024年12月1日）前に他制度掛金相当額をDB規約に定める場合の特例】

○施行日前に、財政再計算を実施することなく、他制度掛金相当額をDB規約に定める場合、当該規約変更は特に軽微な変更とする。

【基金型DBの事業主から基金への、加入者の資格取得又は喪失の届出期限の変更】

○現行は当該資格取得又は喪失の日から30日以内としているところ、当該資格取得又は喪失の日から30日又は当該資格を取得又は喪失した日の属する月の翌月14日のいずれか早い日までとする。

【DB代表事業主または基金からの規約変更に関する事業主への情報提供】

○規約の変更をしようとする時は、当該変更に係る実施事業所の事業主に対し、遅滞なく、当該変更の内容及び規約変更日に関する情報の提供を行わなければならない。

1-3. 拠出限度額変更に関する経過措置の取扱い

○2024年12月1日施行のDC拠出限度額の変更において、施行の際に企業型DCを実施している事業主については、現行制度が適用されます（経過措置）。今回、経過措置の取扱いについて、詳細が定められました。

【詳細が定められた主な事項】

- ・経過措置の適用単位
- ・実施事業所の統合・分割や、組織再編等に伴う経過措置の取扱い
- ・DB規約の統合・分割等に伴う経過措置の取扱い

詳細については、当「年金NEWS」＜別紙＞※の13頁～23頁、および27頁以降の「企業型確定拠出年金の拠出限度額に係る経過措置に関するQ&A」をご確認ください。

※当別紙は、厚生労働省が作成し通知（年企発0927第3号、【一部改正】年企発0121第1号）に「参考資料」として添付されているものです。

2. その他情報の提供

○DC拠出限度額の変更をはじめ、各制度改正の施行が控えている中、厚生労働省より、制度改正に関するチラシが提供されております。企業型DCやiDeCo加入の際の検討材料、従業員への説明等、様々な機会でご活用ください。

チラシの掲載場所（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194194_00002.html

○掲載されているチラシは以下のとおりです。

【企業型DC加入者・事業主向け】

- ・企業型DC加入可能年齢の引上げ
- ・企業型DC加入者のiDeCo加入、拠出限度額の変更

【iDeCo加入者・加入検討中の方向け】

- ・iDeCo加入可能範囲の拡大、拠出限度額の変更に関するもの